

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県教育委員会	九	理規程の一部を改正する訓令	九
福島県教育委員会文書等管理規則	一	福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令	九
福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	八	管理主事の駐在及び服務等に関する規程を廃止する訓令	九
職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令	八	公印の新調しその使用を開始する件	二〇
職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	九	公印の使用を廃止する件	二〇
福島県教育委員会職員安全衛生管	二〇	福島県文化功労賞審議会規定を廃止する件	二〇
		福島県教育委員会教育長	二〇
		福島県教育庁財務規程の一部を改正する訓令	二〇

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十六号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則(平成二十年福島県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 課 福島県教育庁組織規則(平成二十年福島県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。)第三条第一項に規定する課をいう。

第二条第二号を削り、同条第三号中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 政策監 組織規則第十五条第一項の表に規定する政策監をいう。

第二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 教育次長 組織規則第十五条第一項の表に規定する教育次長をいう。

六 課長 組織規則第十五条第一項の表に規定する本庁に属する課の課長をいう。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「参事」を「課長」に、「領域」を「課」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「筆頭参事」を「課長」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第五条第一項中「教育総務領域総括参事」を「教育総務課長」に改め、同条第二項中「教育総務領域総括参事」を「教育総務課長」に、「総括参事」を「課長」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「総括参事」を「課長」に、「領域」を「課」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「総括参事」を「課長」に、「領域」を「課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「領域」を「課」に、「筆頭グループ」に属する者の中から総括参事を「課長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「総括参事」を「課長」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

一 文書等の審査に関する事。

第五条第八項及び第九項を削る。

第六条第一項及び第二項中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改め、同項第一号中「領域」を「課」に、「配布先の領域」を「配布先の課」に改め、同項第二号ア中「教育長」の下に、「政策監及び教育次長」を加え、「教育総務領域総務企画グループ」を「教育総務課」に改め、同号イ中「領域の筆頭グループ」を「課」に改め、同条第三項中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改める。

第七条第一項中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に、「筆頭参事」を「課長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項ただし書中「総括参事」を「課長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第八条第二項中「総括参事」を「課長」に改める。

第九条第三項第二号中「領域」を「課」に、「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に、「参事」を「課長」に改め、同項第三号中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改める。

第十条第三項第四号中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改める。

第十一条第一項第一号及び第二号中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改め、同項第三号中「領域」を「課」に改める。

第十三条中「総括参事」を「課長」に改める。

第十四条第二項中「領域内の他のグループ又は」を削り、「グループ等」を「課」に改める。

第十五条の見出し中「関係総括参事等」を「関係課長」に改め、同条中「グループ」を「課」に、「総括参事又は参事」を「課長」に、「関係総括参事等」を「関係課長」

に改め、同条ただし書中「関係総括参事等」を「関係課長」に改める。
第十九条第二項及び第二十條第二項中「参事」を「課長」に改める。
第二十一条第一項中「総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改め、同項ただし書中「参事」を「課長」に改める。

第二十二條中「総括参事」を「課長」に、「領域」を「課」に改める。
第二十四條中「参事」を「課長」に改める。

第二十五條第一項及び第三項中「総括参事」を「課長」に改める。

第二十六條第一項中「総括参事」を「課長」に改め、同条第二項中「参事又は」を「課長又は」に、「総括参事」を「課長」に改め、同条第五項中「総括参事」を「課長」に改める。

第二十七條から第三十條までの規定中「筆頭参事」を「課長」に改める。

別表第一教育庁本庁の項を次のように改める。

教育庁本庁

教育総務課（教総） 財務課（教財） 職員課（教職） 福利課（教福） 社会教育課（教社） 文化財課（教文） 学習指導課（教指） 学校生活健康課（教生）
特別支援教育課（教特） 学校経営支援課（教経）
別表第二の六の項中「教育総務課長」を「福利課長」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第6条、第7条関係)

特殊郵便物・文書配布簿

配布先課名

年月日	種 類	記 号	引受番号	発 信 者 名	配布担 当者印	担当課文 書管理主 任印	備 考
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						
	書留 (普通 現金 簡易 小包) ・ 配達 証明・内容証明・特別送達・配達記録						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長にして用いること。

様式第二号その一中「(密)田」「を」「(羅)田」に改め、同様式その二備考中「密」を「羅」に改める。
様式第六号その一を次のように改める。

様式第6号 (第9条関係)

その1 (課用)

発 議 書			整 理 番 号		第 号		
施 行	・	・	注 意 事 項		分 類 記 号		— —
決 裁	・	・			保 存 期 間		年
施 行 予 定	・	・			文 書	記 号	
起 案	・	・				番 号	
収 受	・	・			浄 書	校 合 公 印	発 送
a	教育長	政策監	教育次長	起案者			
b	課長	(文書管理主任)	課員	教育庁 課			
				氏名 電話 ()			
合 議 先			課長	課員			
あ て 先							
件 名							
起 案 理 由							

福 島 県 教 育 委 員 会

備考

- 1 a bの欄は、別に定める決裁区分に応じ、a又はbのいずれかの文字を○印で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第八号を次のように改める。

様式第九号中「福島県教育庁」を「福島県教育委員会」に改める。

様式第十号中「事務処理担当領域」を「事務処理担当課」に、

領域

を

「**課**」

に改める。

様式第十三号及び様式第十五号中「**監理**」を「**課**」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の福島県教育委員会文書等管理規則（以下「改正前の規則」という。）第九条第三項第二号の規定によりあらかじめ総務企画グループ参事の承認を受けて参事が定めた起案簿は、改正後の福島県教育委員会文書等管理規則（以下「改正後の規則」という。）第九条第三項第二号の規定によりあらかじめ教育総務課長の承認を受けて課長が定めた起案簿とみなす。

3 施行日前に改正前の規則第九条第三項第三号の規定によりあらかじめ総務企画グループ参事の承認を受けて定めた用紙は、改正後の規則第九条第三項第三号の規定によりあらかじめ教育総務課長の承認を受けて定めた用紙とみなす。

4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行日前に起案した文書に係る施行の文書で同日後に施行するものに係る記号及び番号その他文書等の取扱いについては、改正後の規則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

5 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育委員会文書等管理規則様式第一号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十三号及び様式第十五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。（教育総務領域総務企画グループ）

福島県教育委員会訓令第一号

教 育 庁

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会公印規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中「教育総務領域総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改

「教育総務領域 総務企画グループ参事」

方二五 古印体

方二五 古印体

教育総務領域 総務企画グループ参事

教育

め、同条第二号の表中

方二五 古印体

教育総務領域 総務企画グループ参事

方二五 古印体

教育

方二五 古印体

教育総務領域 総務企画グループ参事

方二五 古印体

教育

方二五 古印体

教育総務領域 総務企画グループ参事

方二五 古印体

教育

総務課長

総務課長

総務課長

総務課長

に改め、同表福島県教育委員会教育長職務代理者印の項及び同表福島県教

育庁政策監印の項中「教育総務領域総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改め、

同表福島県教育庁総括参事印の項を削り、同表福島県教育庁参事印の項中「福島県教育庁参事印」を「福島県教育庁課長印」に、「教育総務領域総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改め、同表福島県教育委員会附属機関代表者印の項中「教育総務領域総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改める。

第三条（見出しを含む。）並びに第五条第三項及び第四項中「教育総務領域総務企画グループ参事」を「教育総務課長」に改める。

第六号様式中「**監理**」を削り、「**マネージャー**」を「**課**」に改める。
第六号様式の二中「**監理**」を削り、「**マネージャー**」を「**課**」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（教育総務領域総務企画グループ）

福島県教育委員会訓令第二号

教 育 庁

職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

公印を次のように新調し、平成二十年四月一日その使用を開始する。
平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

番号	公印の名称	印影	公印管理者
4	福島県教育庁課長印		教育総務課長

(教育総務領域総務企画グループ)

福島県教育委員会告示第二号

福島県教育庁総括参事印及び福島県教育庁参事印は、平成二十年三月三十一日その使用を廃止する。
平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

(教育総務領域総務企画グループ)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化功労賞審議会規程(昭和二十七年福島県教育委員会告示第十二号)は、平成二十年三月三十一日限り、廃止する。
平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

(生涯学習領域生涯学習文化グループ)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長訓令第一号

福島県教育庁財務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

教育庁

福島県教育委員会教育長 野地陽一

福島県教育庁財務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁財務規程(昭和四十八年福島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「教育総務領域総括参事」を「教育次長」に改め、同条中「教育総務領域総括参事」を「教育次長」に、「昭和四十年福島県教育委員会規則第五号」を「平成二十年福島県教育委員会規則第四号」に、「第三条の表に掲げる教育総務領域の総括参事」を、「第十五条第一項の表に規定する教育次長(二人以上の教育次長が置かれる場合にあつては、総務担当の教育次長)」に改める。

第三条の見出し中「総務企画グループ参事」を「財務課長」に改め、同条中「総務企画グループ参事(組織規則第三条の表に掲げる総務企画グループの参事)」を「財務課長(組織規則第三条第一項の表に掲げる財務課の課長)」に改める。

第四条の見出し中「総務企画グループ参事」を「財務課長」に改め、同条中「参事(総務企画グループ参事を除く。)」を「組織規則第三条の表に掲げる課(財務課を除く。の課長)」に、「総務企画グループ参事に」を「財務課長に」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育総務領域総務企画グループ)